

# 矢掛町農業委員会議事録

## 1. 開催日時

令和7年10月10日（金）午前9時30分～午前9時55分

## 2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

## 3. 出席委員 14名

農業委員7名			農地利用最適化推進委員7名		
1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	小坂 一司	出
2番	水川 治	出	美川地区推進委員	竹内 恵夫	出
3番	大山 勝之	欠	三谷地区推進委員	淺野 尚宏	出
5番	藤原 国夫	出	山田地区推進委員	神田 浩志	出
6番	松田 智仁	出	川面地区推進委員	妹尾 宣明	出
7番	谷許 安治	出	中川地区推進委員	多賀 秀樹	出
8番	坪井 幹子	出	小田地区推進委員	土井 博文	出
9番	高月 周次郎	出			

## 4. 議案日程

- (1) 議案第31号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第32号 農用地利用集積等促進計画（N o. 8）（案）の決定に対する意見について（農地中間管理権の設定に関するもの）
- (3) 議案第33号 農用地利用集積等促進計画の作成に係る岡山県農地中間管理機構への要請について（農地中間管理権の設定に関するもの）

議 長	それでは、ただ今から令和7年度第7回農業委員会総会を開催します。
議 長	<p>本日は、<u>大山</u>委員が欠席です。過半数の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第6条により、総会は成立します。</p> <p>本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第13条により、<u>8番 坪井</u>委員と、<u>1番 岸野</u>委員を指名します。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の議事につきましては、議案第<u>31</u>号から議案第<u>33</u>号の<u>3</u>議案です。</p>
議 長	<p>議案第<u>31</u>号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、<u>5</u>件議題とします。事務局から説明します。</p>
事務局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; color: red;"> <p>以上5件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>事案番号<u>28</u>番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p>
矢掛地区 推進委員	先月、田から畠へ地目変更した農地です。以前から譲受人が耕作をしており、これからも維持管理出来ると思いますので、特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>28</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>28</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>29</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
1番委員	現地を確認しましたが、現在、作物は植えられておりません。今後、譲受人が頑張って耕作するということですので、よろしくお願いします。
議 長	地元委員から意見がありました。事案番号 <u>29</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。

各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>29</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>30</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
6 番委員	双方合意しています。譲受人は適切に管理出来るものと思いますので、特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>30</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>30</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>31</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
小田地区 推進委員	譲受人と譲渡人は姉弟です。昨年は耕作していませんでしたが、これから頑張って耕作されるということですので、よろしくお願いします。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>31</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>31</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>32</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
小田地区 推進委員	こちらは、空き家バンクで購入された農地です。現在も果樹等を植えており、これからも適切に管理出来ると思われますので、特に問題ありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>32</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>32</u> 番につきましては、許可と決定します。

議長	<p>議案第<u>32</u>号 矢掛町農用地利用集積等促進計画（No. 8）（案）の決定に対する意見について、岸野委員、私の自己に関する案件が含まれており、「農業委員会等に関する法律」第31条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第10条の議事参与の制限に該当しますので、この議案の審議が終了するまで、私たちは退席します。議事の進行は地方自治法第107条の規定を準じて運用し、最年長農業委員である谷許委員へお願いします。</p> <p>（午前 9時 42分 各委員 退席）</p>
7番委員	<p>高月会長に代わり、議事を進行します。</p> <p>事務局から説明します。</p>
事務局	<p>議案第32号は、地域計画内の農地について、岡山県農地中間管理機構を通して農地の貸借を行う案件であります。なお、地域計画外の農地の貸借については、次の議案第33号で審議いただきます。</p>
7番委員	<p>（計画の内容について説明）耕作者毎にまとめて説明</p>
各委員	<p>事務局の説明が終わりました。議案第<u>32</u>号について、意見等をお願いします。</p> <p>（異議なし）</p>
7番委員	<p>異議がありませんので、議案第<u>32</u>号について、「異議なし」と決定します。</p> <p>（午前 9時 48分 各委員 復席）</p>
議長	<p>議案第<u>33</u>号 農用地利用集積等促進計画の作成に係る岡山県農地中間管理機構への要請について、私の自己に関する案件が含まれており、「農業委員会等に関する法律」第31条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第10条の議事参与の制限に該当しますので、この議案の審議が終了するまで、私は退席します。議事の進行は同法第16条の規定により、岸野職務代理者へお願いします。</p> <p>（午前 9時 50分 議長 退席）</p>
岸野職務代理	<p>高月会長に代わり、議事を進行します。</p> <p>事務局から説明します。</p>

事務局	<p>議案第33号は、地域計画外の農地について、岡山県農地中間管理機構を通して農地の貸借を行う案件であります。農地所有者と耕作者から提出のあった貸借内容を市町村長が決定するにあたり、農業委員会から農地中間管理機構へ、農用地利用集積等促進計画の作成を要請するものです。</p>
	(計画の内容について説明)
岸野職務 代 理	議案 <u>第 33 号</u> につきまして、意見等をお願いします。
各 委 員	(異議なし)
岸野職務 代 理	異議がありませんので、議案 <u>第 33 号</u> について、岡山県農地中間管理機構へ計画作成を要請します。 (午前 9時 54分 議長 復席)
議 長	次に 4. 各種報告について確認します。
議 長	(1) 農地改良届について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
三谷地区 推進委員	事案番号 1 番について、確認しました。問題ありません。
川面地区 推進委員	事案番号 2 番について、確認しました。問題ありません。
議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了しました。 これをもちまして、本日の農業委員会総会を終了します。 引き続き、協議会を開催します。